

大規模災害発生時における消防本部の効果的な 初動活動のあり方検討会開催要綱

1 目的

東日本大震災における消防本部の活動状況調査をもとに、地震等による災害が複合的かつ同時多発した際の、消防本部の効果的な初動活動のあり方及び具体的に各消防本部がとるべき方策等について検討する。

2 検討項目

- (1) 発災後の効果的な情報管理体制と災害対応体制のあり方
- (2) 災害（津波を含む）発生状況に応じた活動方針（安全管理を含む）と、その決定時期及び方針決定のための判断要素
- (3) 大規模災害発生時の部隊運用方策
- (4) 消防団等との情報共有と連携のあり方
- (5) 震災時に必要となる事前計画等の対策
- (6) その他必要事項

3 検討会について

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 座長及び委員は、学識経験者及び地方公共団体の消防関係者等の中から消防庁長官が委嘱する。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。また、座長に事故がある場合は、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。
- (4) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等を検討会に招聘し、意見を聴取することができる。
- (5) 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

4 任期

座長及び委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。

5 事務局

検討会に係る事務局を、消防庁消防・救急課に置く。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

この要綱は、平成23年11月30日から実施する。